

## 障害者地域自立支援協議会 当事者部会について（案）

### 1. 背景

障害者総合支援法（以下「法」という。）で自立支援協議会に当事者や家族の参画が明確化されたことから、文京区においても障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に当事者部会を設置し、当事者の参画の場を確保する。

### 2. 目的

協議会での議論などについて障害者の意見や考え方等を聞きながら、協議会の議論に当事者が参画することを目的とする。

### 3. 当事者部会の設置について

#### (1) 規模

障害者委員 7名程度（施設推薦枠4名程度・公募枠3名程度）

#### (2) 障害者委員の選考方法

##### ① 施設推薦枠

区内通所施設（主に知的・精神）に推薦を依頼し、施設から当事者部会への参加希望のある障害者の応募を受け、書類選考で決定する。

##### ② 公募枠

区報・HPで公募し、面接によって選考する。

### 4. 役割【別紙1参照】

現在、協議会に相談支援専門部会・権利擁護専門部会・就労支援専門部会が置かれ、下命事項協議・検討を行っている。今回設置する当事者部会は、各専門部会で議題となった事項について当事者部会に報告し、意見聴取及び協議していく役割を担うものである。

また、当事者部会で協議・検討された内容については、当事者が各専門部会に報告する等の場を設定することを予定している。